

人権週間

12月4日(日)～10日(土)

1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間は「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や、人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。

この人権週間に契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、差別や偏見の解消に取り組ましましょう。

重点目標

『みんなで築こう 人権の世紀』

—考えよう 相手の気持ち—

未来へつなげよう

違いを認め合おう



強調事項

- ・女性の人権を守ろう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者の人権を守ろう
- ・障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう

- ・同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ・性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- ・人身取引をなくそう
- ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

心配ごと相談・人権相談

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は

日時・場所

総合保健福祉センター

毎月第2・4金曜日 午前9時～正午

予約不要

☎24-3456

名古屋法務局津島支局

毎週月曜日・木曜日

午前10時～午後4時

予約不要

☎26-2423

主な相談内容

- ・いじめ、体罰、不登校児問題
- ・部落差別、女性差別などの差別問題
- ・家庭内の問題（親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など）
- ・その他、人権問題に係るもの

問合 人権推進課人権同和男女参画

G 内線2271

男女共同参画社会の実現を目指して

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、17年が経過しました。男女共同参画社会とは、男女の立場を対等とし、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合う社会をいいます。

今、皆さんの周りでは、男女共同参画社会はどれほど実現しているでしょうか。身近なところで、男性が育児や家事をする、女性が地域の代表となり発言

をする、家族がみんなで協力して介護をするなど、これらは男女共同参画社会への第一歩となっています。

この機会に改めて、家庭、職場、地域、社会の中で、男女共同参画社会の実現に向けて、踏み出してみたいかがでしょうか。



イクボスと男女共同参画

子育てに積極的に参加している「イクメン」はここ数年で世の中に浸透してきています。しかし、男性が育児休暇や介護休暇取得となるとなかなか社内での理解してもらえないことがあります。そこで最近のキーワードとして注目されているのが「イクボス」です。「イクボス」とは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れる職場づくりに積極的な上司（男女問わず）をいいます。男性の育児休暇や介護休暇取得に理解のある「イクボス」が増えることにより、仕事と仕事以外の活動を両立でき、時間を有効に使い、判断能力を養うことに繋がります。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させるため、上司と部下だけでなく同僚とも、今まで以上に協力することが求められます。

問合 人権推進課人権同和男女参画

G 内線2271

個人番号(マイナンバー)を求められる主な手続きについて

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、各種手続きの際に個人番号の提供またはカードの提示を求められることがあります。

地方公共団体への手続き

住民票・戸籍に関する届け出(届け出による通知カード・マイナンバーカードの記載内容の変更の際に必要な)、税金や子育てに関する届け出、保険・医療、介護・福祉に関する届け出など
※手続きにより個人番号の記入・提示の時期は異なります。詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。

勤務先や金融機関への手続き

勤務先、不動産業者等(不動産仲介料、不動産使用料を支払う法人)、金融機関(銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社など)、税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、健康保険組合など
※日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当面の間延期。
※詳細については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください

- ・マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- ・不審な電話はすぐに切り、訪問の申し出があっても断ってください。
- ・万が一金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう。
- ・不安を感じたら、消費者ホットライン「☎188」にご相談ください。

※なお、「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度のお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルで受け付けています。

☎0120-95-0178

(年末年始を除く平日:午前9時30分～午後8時、土・日・祝:午前9時30分～午後5時30分)

通知カード・マイナンバーカードの受け取りについて

平成27年11月～12月に住民票の住所地に通知カードが郵送されています。配達時に不在等によって受け取れなかった通知カードについては、市役所市民課で保管していますので、受け取られていない方は、ご確認後、お問い合わせください。

また、マイナンバーカードを申請され、市役所から交付案内が届いた方で、まだ受け取られていない方は、お時間のある時に必要書類を持参し、市役所市民課までお越しくださるようお願いいたします。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類(運転免許証・旅券・住民基本台帳カードなど、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)を持参の上、左記へ申請してください。

問合せ 市民課市民・戸籍G 内線2114・2115

